

国立研究開発法人国立環境研究所がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和5年9月28日
国立研究開発法人国立環境研究所
環境管理委員会決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、研究所が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

2013年度を基準として、研究所の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量の50%以上削減を2021年度より実現しているところであるが、本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2030年度まで引き続き、50%以上の削減を維持することを目標とする。

この目標は、研究所の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

研究所の船舶の使用に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（構内の緑地保全等のため設置に適さないエリア以外の敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

3. 電動車の導入

研究所の所用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については本計画策定以降全て電動車とし、ストック（所用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

新設又は改修予定の設備及び建て替え計画のない研究所既存設備のLED照明の導入割合を、実験用等の目的上LED照明が適さない場合を除き2030年度までに100%とすることを目指す。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

導入済みの100%再生可能エネルギー電力の調達について、コストや社会情勢を勘案しつつも継続し、2030年度まで研究所で調達する電力の100%を再生可能エネルギー電力とする。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 太陽光発電の最大限の導入

ア 研究所が新築する建物等の建築物における整備

研究所が新築する建物等の建築物について、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。その際、必要に応じ、PPAモデルの活用についても検討する。

イ 研究所が保有する既存の建物等の建築物及び土地における整備

研究所が保有する既存の建物等の建築物及び土地については、構内の緑地保全等のため設置に適さないエリア等、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の建物等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。また、既存施設を

含めて居室等の電力消費量を可視化するためのシステムの導入を進める。

(2) 適切な室温管理

- ① 空調設備の適切な運用により、建物内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。
- ② 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
- ③ 職員等においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
- ④ コンピューター室等の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

(3) 水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

研究所の所用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については本計画策定以降全て電動車とし、ストック（所用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

また、所用車の効率的利用を図るとともに、所用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) LED照明の導入

新設又は改修予定の設備及び建て替え計画のない研究所既存設備全体のLED照明の導入割合を、実験用等の目的上LED照明が適さない場合を除き2030年度までに100%とすることを目指す。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

導入済みの100%再生可能エネルギー電力の調達について、コストや社会情勢を勘案しつつも継続することで、2030年度まで研究所が調達する電力の100%を再生可能エネルギー電力とする。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 研究所内から排出されるプラスチックごみについては、国が示すプラスチック資源

循環戦略及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する廃棄物処理業者への委託を推進する。なお、現在、分別されたプラスチックごみは、廃棄物処理業者においてRPF（固形燃料）化され主に石炭の代替燃料として熱回収によりエネルギー利用されているが、より優先度の高いマテリアルリサイクルを実施する廃棄物処理業者への委託など、継続的な改善を検討する。また、研究所内で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。

- ② 分別回収ボックスについて十分な数を適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 食べ残しや食品残渣、剪定くずなどの廃棄物系バイオマスについて、再生利用や熱回収を実施する事業者への委託を進める。
- ⑥ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- ⑦ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、当該委託業務実施時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。
- ⑧ 研究に使用する実験用品（薬品や器具類等）など計画的な調達に努めることにより、不用物品等が極力生じないようにするとともに、不用物品等の情報を組織内で共有することによって再使用（リユース）を促進する。
- ⑨ 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。

（2）森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

（3）研究所主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 研究所が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 研究所が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

5. ワークライフバランスの確保・職員等に対する研修等

（1）ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退所の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退所の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。

- ② 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員等に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② イン트라ネット等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- ④ 職員等の環境保全に関する取組を進める環境マネジメントシステムの研修と自主点検を通して、環境配慮行動を促す。

(3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、自身の通勤や出張によって生じる二酸化炭素排出量の把握等の啓発や、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況について、環境管理委員会において自主的に点検を行い、理事会へ報告するとともに、毎年の成果を取りまとめた上、報告書等適切な方法を通じ公表する。

VII. 温室効果ガス排出削減計画

【研究所全体】

国立研究開発法人国立環境研究所温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
所用車燃料		t-CO ₂	31	17	15.5	-50%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	t-CO ₂	20,349	16,515	8,497.5	-50%
	調整後排出係数使用	t-CO ₂	16,981	16,090	(調整後)	(調整後)
	基礎排出係数使用	t-CO ₂	14,930	11,405	3,620.4	-68%
	調整後排出係数使用	t-CO ₂	11,562	10,980	(調整後)	(調整後)
	(電気使用量)	千 kWh	28,283	27,244	25,454.7	-10%
	(基礎排出係数)	t-CO ₂ /kWh	0.000528	0.000419	0.000142	-0.000267
	(調整後排出係数)	t-CO ₂ /kWh	0.000409	0.000403	(調整後)	(調整後)
電気以外		t-CO ₂	5,419	5,110	4,877.1	-10%
その他		t-CO ₂	14	0	0	-100%
合計	基礎排出係数使用	t-CO ₂	20,394	16,532	8,513	-50%
	調整後排出係数使用	t-CO ₂	17,026	16,107	(調整後)	(調整後)

国立研究開発法人国立環境研究所温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%		- (2020 年度時点:9 件)	50
代替可能な所用車に占める電動車の割合	%		22 (2020 年度)	100
LED照明の導入割合	%		9 ※1 (2020 年度)	100 ※2
使用する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		94 (2022 年度)	100

※1 全施設を対象として算出

※2 新設又は改修予定の設備、及び建て替え計画のない研究所既存施設の照明に対する導入割合 (実験用等の目的上 LED照明が適さない場合を除く)